

第1回いわき市下水道事業等経営審議会資料

【下水道事業等の概要について】



いわき市水再生の
マスコットキャラクター
あいちゃん

平成28年10月

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 経営企画課

1 市総合生活排水対策方針の改定①

市総合生活排水対策方針の概要

- 策 定：平成18年12月
- 推進期間：平成19年度から平成32年度まで
- 概 要：汚水処理人口普及率の概ね100%（平成17年度末で62.2%）の早期達成を目指し、生活排水処理施設の整備の方向性等を、全市的・総合的に取りまとめたもの。

主な事業の方向性

- (1) 公共下水道
 - ・人口が一定程度集積している地区を中心に「公共下水道事業計画区域」を拡大
- (2) 農業集落排水施設
 - ・遠野地区を整備（以後、新規の整備は行わない）
- (3) 合併処理浄化槽
 - ・公共下水道事業計画区域、地域汚水処理区域、農業集落排水処理区域以外は浄化槽を普及促進
 - ・補助制度を拡充（設置に伴う単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去費補助【上限10万円】）



2 市総合生活排水対策方針の改定②

方針改定の背景

公共下水道の現状と課題

- 厳しい財政状況の中、下水道建設事業費が年々減少
- 人口減少等により使用水量の伸び悩みが懸念されるなか、多額の市債の償還が必要
- 老朽化した施設の計画的な改築・更新が必要
- 整備区域を拡大した場合、投資効果が低下

国の方針（平成26年1月）

- 汚水処理施設の未普及地域は、地域の実情に応じた効率的・適正な整備手法を選定し、今後10年程度を目標に整備する

汚水処理施設の10年概成



3 市総合生活排水対策方針の改定③

「市総合生活排水対策方針改定版」の要点（平成28年3月改定）

主な事業の方向性

○公共下水道

- ・「公共下水道事業計画区域」【B】の拡大は基本的に行わない
（このうち未整備区域【b】は、今後10年程度での概成を目指して整備）
- ・それ以外の区域【A】【E】は、合併処理浄化槽を普及促進

○農業集落排水施設

- ・整備（6地区）が完了したことから、今後は適正な維持管理に努める

○合併処理浄化槽

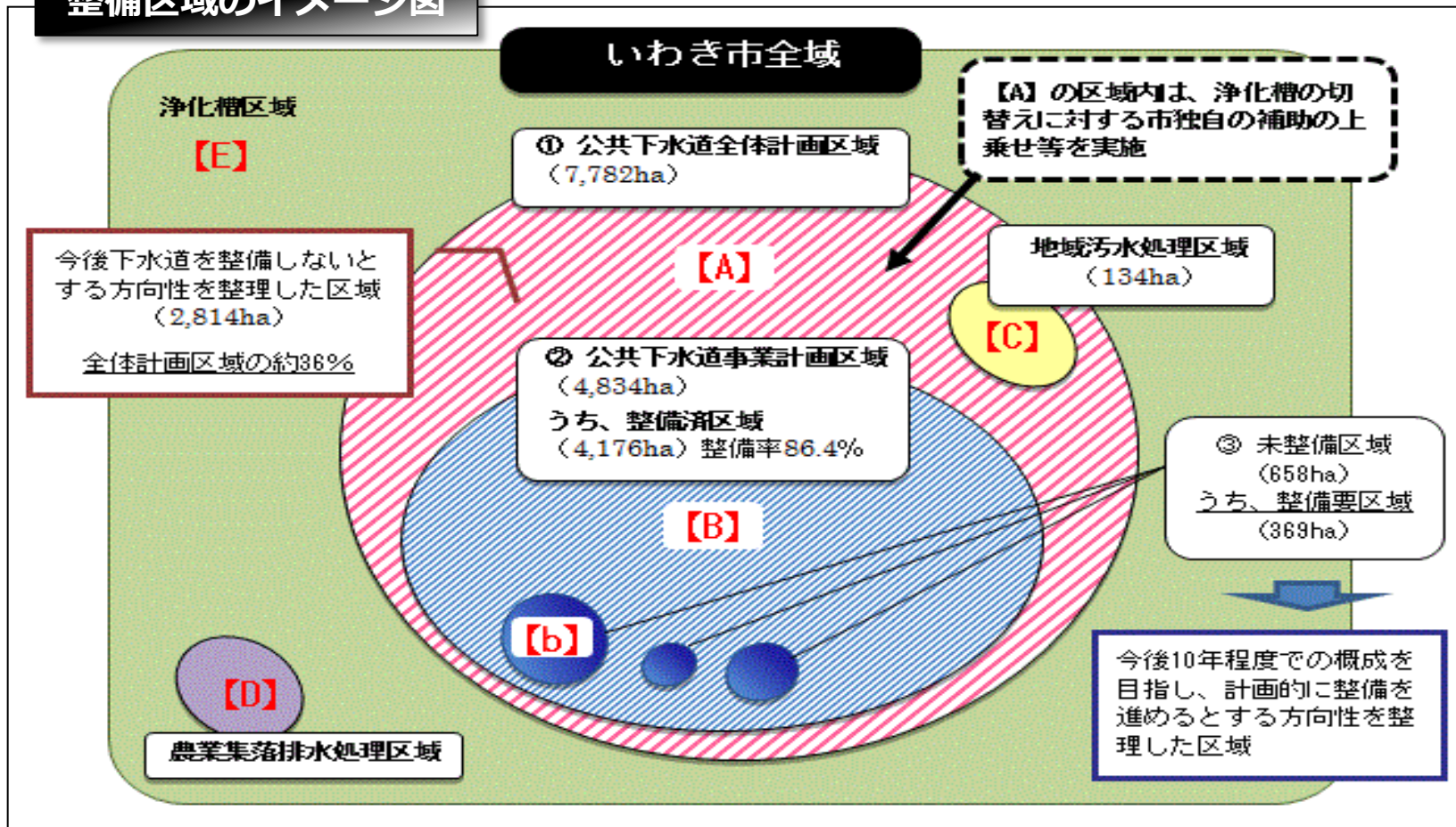
- ・普及促進活動を強化し、引き続き、普及を促進
- ・適正な維持管理の確保に向けた取組みを推進
- ・「公共下水道を整備しないとする方向性を整理した区域」は補助を拡充

公共下水道全体計画区域 【A】 【B】 【C】	将来的に公共下水道で汚水処理する区域として位置付けた区域で、本市では、主に市街化区域となっている。
公共下水道事業計画区域 【B】	公共下水道全体計画区域のうち、概ね5年から7年の間で整備を実施する区域として、下水道法の規定等に基づき、国や県との協議を経て具体的な整備計画（事業計画）を定めた区域。



4 市総合生活排水対策方針の改定④

整備区域のイメージ図



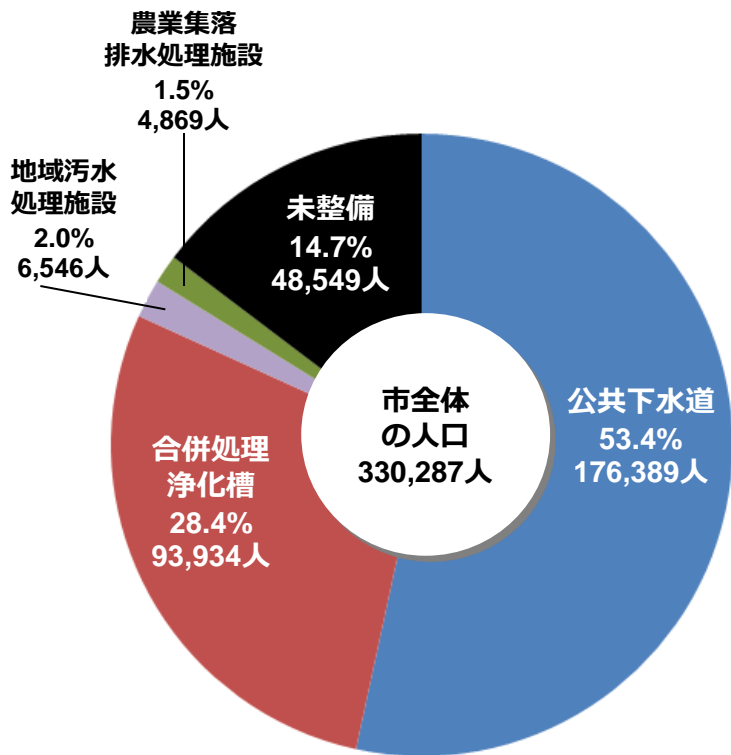
※ 面積、整備率等は平成27年度末現在の数値

※ ③の整備要区域は、未整備区域のうち山地や田畑などの整備不要区域面積（概算）を除いた面積



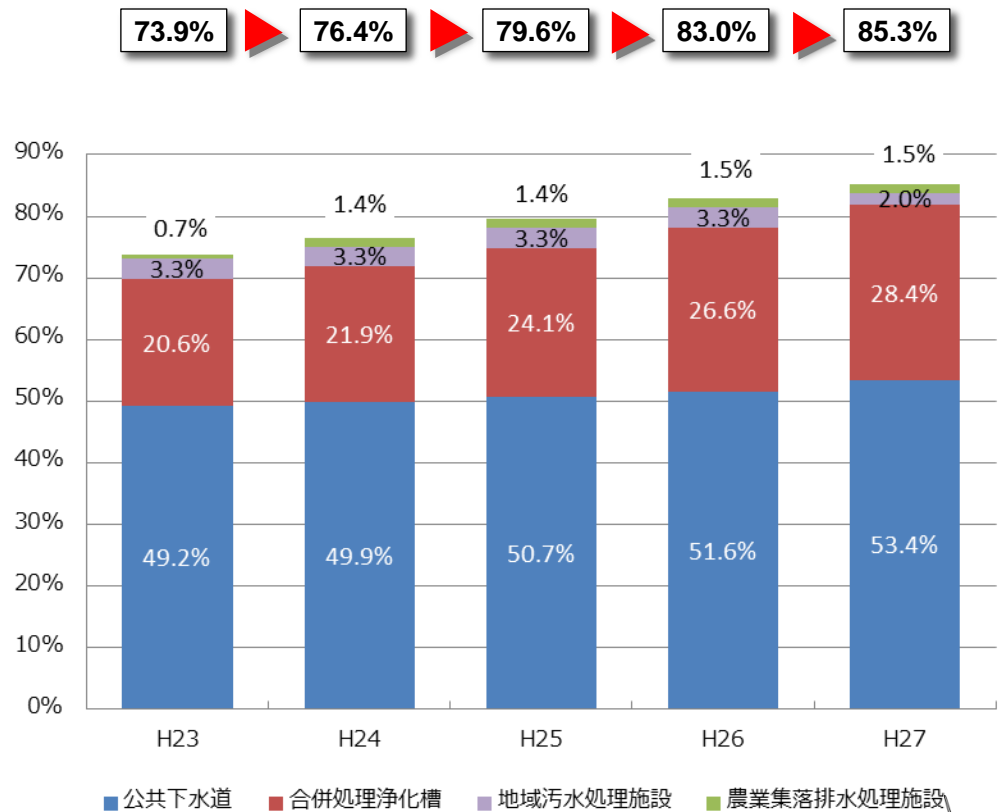
5 汚水処理人口普及率について①

普及率の状況（平成27年度末）



※ 未整備
(単独処理浄化槽・汲取り便槽)

普及率の推移（過去5ヶ年）



6

汚水処理人口普及率について②

普及率の比較（平成27年度末）

	汚水処理 人口普及率	(処理施設内訳)			
		下水道	浄化槽	集落排水等	その他
全国平均	89.9%	77.8%	9.1%	2.8%	0.2%
福島県平均	81.1%	52.4%	21.9%	6.7%	0.0%
いわき市	85.3%	53.4%	30.4%	1.5%	0.0%
福島市	85.2%	65.1%	19.3%	0.8%	0.0%
郡山市	88.5%	72.2%	12.3%	3.9%	0.0%

※ 地域汚水処理施設分は浄化槽に含む

本市の普及率の特徴

- ① 普及率は着実に向上している（H23年度末 73.9% → H27年度末 85.3%）
- ② 全国平均は下回っている（全国平均 89.9%、本市 85.3%）
- ③ 県内平均を上回っている（県内平均 81.1%、本市 85.3%）
- ④ 浄化槽の普及率が高い（全国平均9.1%、本市30.4%、福島市19.3%、郡山市12.3%）



7 生活排水処理施設の種類について

下水道事業等経営審議会条例第1条に規定する「下水道事業等」

公共下水道

主に市街地の汚水と雨水を処理
(汚水の処理費用として下水道使用料を徴収)

地域污水处理施設

民間事業者が開発した団地における汚水を処理【施設は市に帰属】
(汚水の処理費用として地域污水处理施設使用料を徴収)

農業集落排水処理施設

中山間地域の一定人口集中地における汚水を処理
(汚水の処理費用として農業集落排水処理施設使用料を徴収)

合併処理浄化槽
(個人設置型)

上記以外の地域において、各家庭に設置して汚水を処理
(設置に係る補助制度あり【国補助約40%+市独自の上乗せ約10%】)

その他

単独処理浄化槽

- ・トイレの汚水だけを処理する浄化槽
- ・台所や風呂などの排水は未処理のまま放流

汲み取り便槽

- ・し尿を汲み取る方式のトイレ
- ・台所や風呂などの排水は未処理のまま放流



8 公共下水道事業の概要①

公共下水道事業の沿革

本市の公共下水道事業は、合併前の旧平市が昭和33年に、旧磐城市（現小名浜地区）が昭和35年に事業認可を受けて整備が進められてきました。

昭和41年の「いわき市」の発足により、平・小名浜地区の公共下水道事業が「いわき市公共下水道事業」に一本化され、その後、市街地を中心に整備区域を拡大してきました。

整備の状況（平成27年度末現在）

区 分	整備状況
行政人口	330,287人
処理面積	4,176 ha
処理（区域内）人口	176,059人
普及率	53.3%
処理場	4 箇所
ポンプ場	40 箇所

処理区	整備状況		接続人口
	面積	人口	
北 部	1,466 ha	59,187人	56,521人
東 部	372 ha	13,674人	13,527人
中 部	1,947 ha	87,995人	78,687人
南 部	391 ha	15,203人	11,594人
計	4,176 ha	176,059人	160,329人



下水道使用料について

○ 下水道使用料（2ヶ月あたり・消費税込み）＝ 基本料金 ＋ 20立方メートルを超えた部分

<下水道料金表>

汚水の種類	使用料区分	金額	
一般汚水	基本料金	20 m ³ まで	2,864.16円
	1 超 m ³ 過 当使 た用 り料	21m ³ ～40m ³	156.60円
		41m ³ ～60m ³	172.80円
		61m ³ ～100m ³	181.44円
		101m ³ ～200m ³	237.60円
		201m ³ ～400 m ³	257.04円
		401m ³ ～1,000 m ³	274.32円
		1,001 m ³ 以上	291.60円
公衆浴場汚水	1,000 m ³ まで（1 m ³ につき）	51.84円	
	1,001 m ³ から（1 m ³ につき）	36.72円	



下水道使用料改定の経過

- 本市では、昭和45年1月に下水道使用料を設定して以来、8回の改定を実施。
- 直近の改定は平成26年で、使用料改定率は9.6%（使用料改定分6.6%、消費税改定分3%）。

＜料金改定の経過＞

回	改定時期	改定率	20m ³ /月の使用料 (税抜き)
	昭和45年1月		320円
1	昭和54年7月1日	118.75%	620円
2	昭和59年6月1日	97.14%	1,220円
3	昭和63年4月1日	28.59%	1,570円
4	平成4年4月1日	35.10%	1,820円
5	平成8年4月1日	10.81%	2,000円
6	平成15年4月1日	11.97%	2,240円
7	平成19年4月1日	16.23%	2,604円
8	平成26年4月1日	9.63%	2,776円

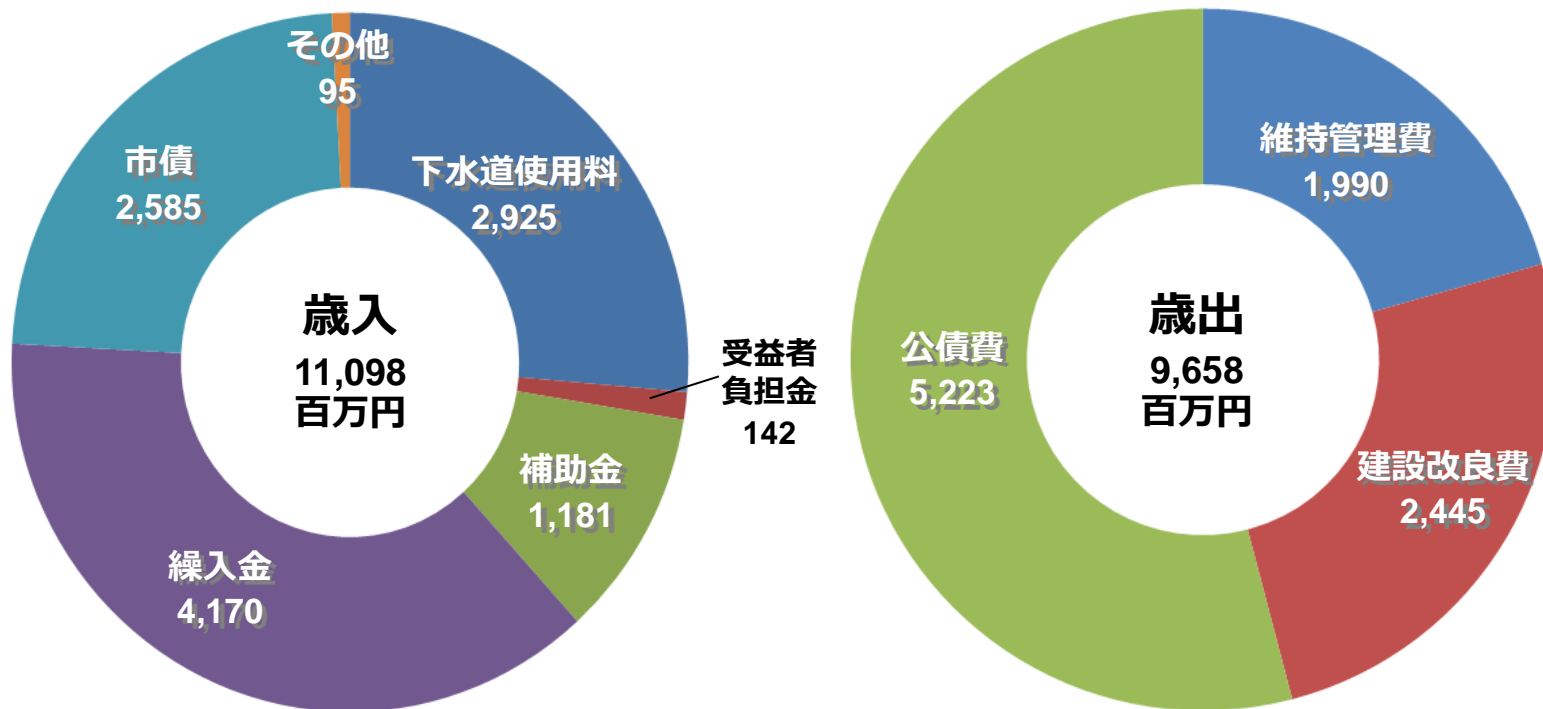


11

公共下水道事業の概要④

下水道事業特別会計(平成27年度決算)

- 収入 約111億円（使用料は約29億円、市債は約26億円、一般会計からの繰入金約42億円など）
- 支出 約 97億円（維持管理費は約20億円、建設改良費は約24億円、市債の償還は約52億円）



事業の抱える課題

- (1) 厳しい財政状況による下水道建設費の減少
(H5～H16年度 年約70億円 → H17年度以降 年約50億円 → H21年度以降 年約40億円
→ H26年度以降は年40億円を下回る)
- (2) 下水道建設による多額の市債残高とそれに伴う元利償還金
 - ・市債残高（過去10年度の最大 H21年度 約722億円 → H27年度 約670億円）
 - ・元利償還金（H21年度 57億円 → H27年度 約52億円）
- (3) 節水型機器の普及による使用水量の減少や、人口減少の進行による下水道使用者の減少
 - ・市人口（H27年 約34万人 → H34年 約30万人 → H72年 約22万人）
 - ※「市創生総合戦略・人口ビジョン」より
- (4) 下水道管路や浄化センター等の施設・設備の老朽化による維持管理及び改築・更新費用の増大



事業の概要

地域汚水処理施設は、民間の開発事業者（住宅団地造成者）が大規模住宅団地を開発した際に整備した生活排水処理施設を、いわき市が帰属を受けたうえで維持管理を行っているものです。平成28年4月現在でいわき市に帰属を受けた地域汚水処理施設は、5か所あります。

施設名	勿来白米	石 森	南 台	草木台	洋向台	
所在地	勿来町白米	石森（平地区）	南台（勿来地区）	草木台（常磐地区）	洋向台（小名浜地区）	
敷地面積	1,362 m ²	1,524 m ²	3,576 m ²	6,841 m ²	3,297 m ²	
供用年月	昭和53年12月	昭和61年3月	平成5年8月	平成2年10月	昭和58年9月	
帰属年月	平成2年5月	平成9年4月	平成15年4月	平成15年4月	平成16年4月	
実績	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口 (接続人口)	998人	1,344人	1,316人	1,076人	1,812人
	接続戸数	397戸	539戸	485戸	602戸	718戸
	放流先	蛭田川	夏井川	鮫川	藤原川	天神前川

施設使用料

- 地域汚水処理施設使用料 = 1戸あたり月2,910円（税込）

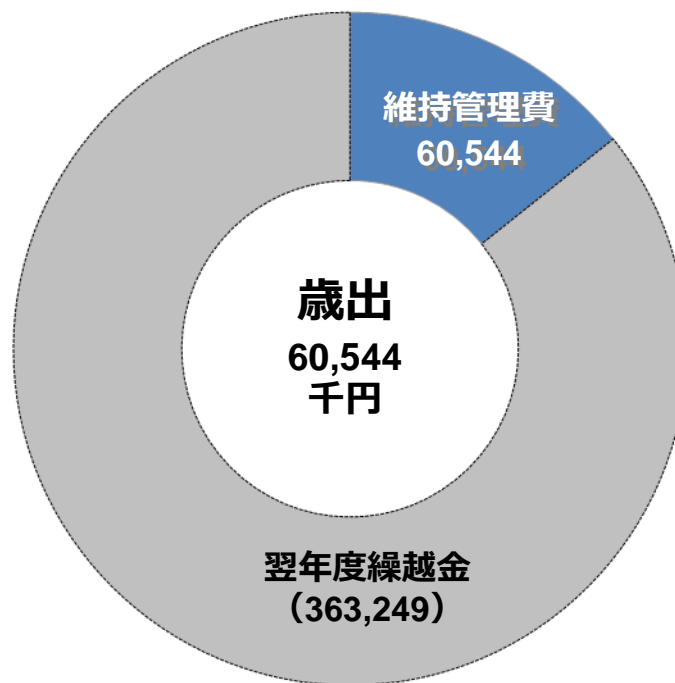
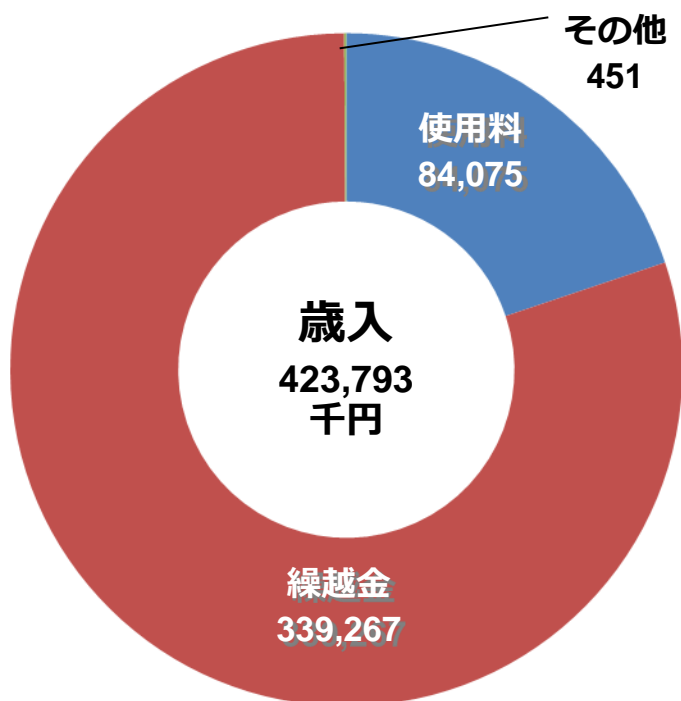


14

地域汚水処理事業の概要②

地域汚水処理事業特別会計（H27年度決算）

- 収入 約4.2億円（使用料は約8千万円、前年度からの繰越金として約3.4億円など）
- 支出 約6千万円（施設の維持管理費）



事業の概要

農業集落排水処理施設は、農村地域の生活環境の改善や農業用排水の水質保全を目的にした公共下水道のような汚水の集合処理施設です。

平成28年4月現在でいわき市内では6か所が供用開始しています。

施設名	下小川	戸田	永井	三阪	渡辺	遠野	
所在地	小川町	四倉町	三和町	三和町	渡辺町	遠野町	
敷地面積	1,907 m ²	1,482 m ²	1,381 m ²	1,657 m ²	1,422 m ²	2,342 m ²	
供用年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成19年4月	平成18年4月	平成27年4月	
実績	処理面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha	229 ha
	処理人口	578人	256人	389人	629人	464人	2,553人
	接続人口	549人	249人	354人	405人	438人	1,068人
放流先	夏井川	仁井田川	小玉川	三坂川	釜戸川	深山口川	

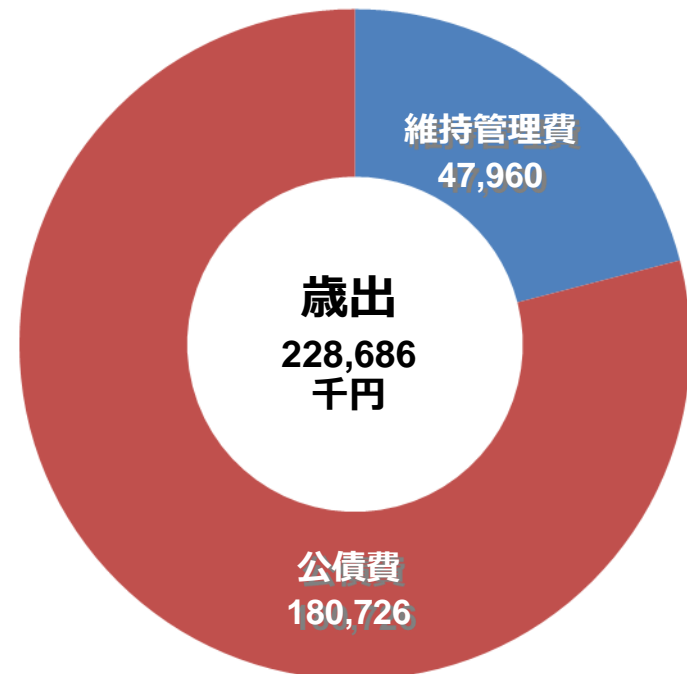
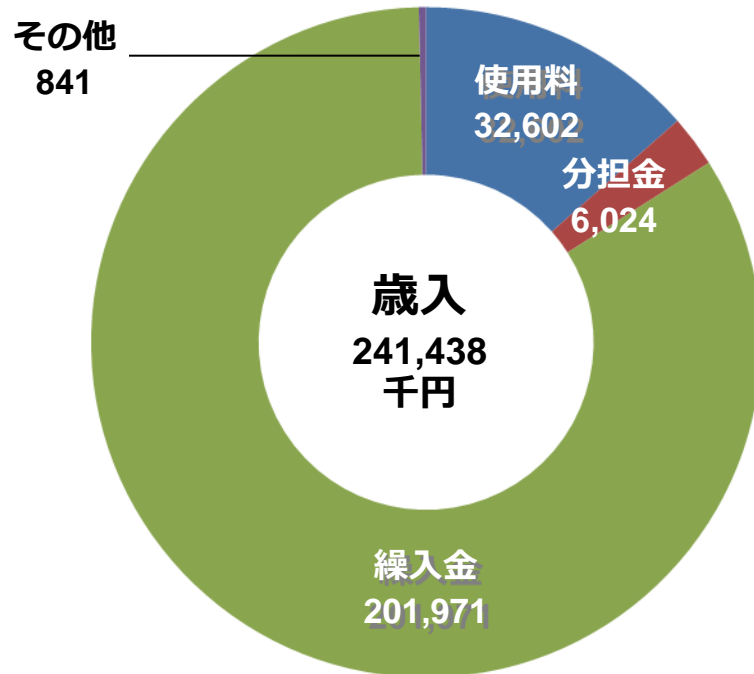
施設使用料

- 農業集落排水処理施設使用料月額（税込） = 基本料金(2,130円) + (人員×430円)



農業集落排水事業特別会計（H27年度決算）

- 収入 約2.4億円（使用料は約3千万円、一般会計からの繰入金は約2億円など）
- 支出 約2.3億円（施設の維持管理費は約5千万円、市債の償還金は約1.8億円）



17 企業会計の導入①

企業会計方式とは

民間企業で採用されている「発生主義」や「減価償却」の考え方を取り入れた会計方式

「透明性の確保」「財務諸表等の分析結果を活かした効果的な経営立案」などの効果が期待

主な相違点	官公庁会計	企業会計
経理方法	単式簿記・現金主義 (歳入・歳出で分類)	複式簿記・発生主義 (収益・費用・資産・負債・資本で分類)
予算決算書類	歳入歳出予算書 歳入歳出決算書	予算実施計画、資金計画、損益計算書、 貸借対照表、決算報告書等
年度	4/1～翌年3/31 (翌年5/31まで出納整理期間あり)	4/1～翌年3/31
主要な財源	租税収入	料金収入

近年、下水道事業（主に公共下水道）にも
多くの自治体で導入が進んでいる



- ・中核市 41/47市（約87%）
 - ・全国市町村 345/1,651市町村（約20%）
 - ・県内他市 4/13市（約30%）
- 平成28年4月1日現在（総務省ホームページより）



18 企業会計の導入②

企業会計方式を導入できる事業

- ① 水道、工業用水道、軌道、交通、電気、ガス、病院（企業会計方式は義務付け）
- ② ①の他、主としてその経費を事業の経営に伴う収入をもって充てる事業（使用料や負担金を徴収し、その収入で運営を行う事業）

※ 地方公営企業法第2条、同法施行令第1条第2項

本市の生活排水処理施設に係る事業の企業会計化

区分	平成27年度までの会計	平成28年度からの会計
公共下水道	下水道事業特別会計	下水道事業会計 【企業会計へ移行】
地域污水处理施設	地域污水处理事業特別会計	地域污水处理事業会計 【企業会計へ移行】
農業集落排水施設	農業集落排水事業特別会計	農業集落排水事業会計 【企業会計へ移行】

※ 経営状況の透明化や経営基盤の強化を図っていくため、企業会計方式を導入

